

令和7年度

習志野市海浜霊園 募集案内書

一般墓地、合葬式墓地（納骨室・合葬室）の使用者を公募します。



申込期間 令和7年9月1日(月)～9月19日(金)

(令和7年9月19日消印有効)

『電子申請なら来庁も郵送も不要です!』是非ご活用ください。

【申請方法】

右記 QR コードを読み取り、お申込みください。

※一般墓地と合葬式墓地で受付フォームが
異なります。ご注意ください。



【一般墓地】



【合葬式墓地】

1. 募集日程

(1)使用申込書配布

令和7年9月1日(月)~

令和7年9月1日(月)から、「募集案内書」及び「海浜霊園使用申込書」を配布します。

配布場所：市役所健康福祉政策課(市役所1階5番窓口)、

海浜霊園管理事務所、東部・JR津田沼駅南口連絡所、市内各公民館

(2)申込受付期間

令和7年9月1日(月)~

9月19日(金)

《消印有効》

申込資格をご確認のうえ、「使用申込書」に必要事項を記入し、健康福祉政策課まで郵送もしくは持参してください(※窓口が混雑しお待ちいただく場合が予想されますので、可能な限り郵送(9月19日消印有効)でご提出ください)。申込書類は原則返却しません。

【電子申請が可能です】

一般墓地、合葬式墓地それぞれの申請フォームからお申し込みください。



【一般墓地】



【合葬式墓地】

申込内容を確認後、申込者に墓地受付票を送付します。

大切に保管してください。

(3)受付票発送

令和7年9月26日(金)

(4)公開抽選会

令和7年10月10日(金)

日時：令和7年10月10日(金) 10時から11時30分

場所：習志野市役所庁舎 3階ABC会議室

抽選は申込種別ごとに区画単位で行います。

※抽選会の参加は任意であり当選・落選には関係ありません。

※抽選会に参加を希望される方は、送付された「墓地受付票」を抽選会当日にご持参ください。当日参加できるのは、受付票をお持ちの申込者本人、又は家族の方1名のみとし、同伴者の入室はできませんのでご注意ください。

(5)結果通知発送

令和7年10月16日(木)

抽選結果は、封書で「当選した区画番号」、「補欠」、「落選」を申込者に通知します。申込者数が募集数に満たなかった場合は「当選した区画番号」を通知します。

また、市ホームページでも抽選結果を掲載します。

2. 海浜霊園の概要

- 開設 昭和57年（一般墓地）、平成19年（合葬式墓地）
- 場所 習志野市芝園3丁目1番1号
- 面積 79,819㎡
- 区画数 一般墓地：7,570区画
合葬式墓地 納骨室：1,824体
合葬式墓地 合葬室：8,000体
- 開園時間等 休園日 なし
開園時間 通常 午前9時～午後4時30分
時期により開園時間を延長します。

墓地の種類

	形体	特徴
一般墓地	<p>地下</p> <p>カロート</p> <p>墓碑</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各区画は外柵で仕切られており、焼骨は各墓地のカロートで永代に埋蔵されます。 ○お参りやお供えは、各墓碑の前で行います。 ○供養や管理は、家族（親族等）で代々受継いでいきます。そのため配偶者・子・親族等の祭祀承継者が必要です。 ○一つのお墓に家族（親族等）で埋蔵されます。 ○お墓の永代使用料、年間管理料の他、墓碑等の工事費がかかります。
合葬式墓地	<p>構造：鉄筋コンクリート造 階数：地上1階（納骨室） 地下1階（合葬室） 面積：150.89㎡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ロッカー型の納骨壇が設置されている1階の納骨室のほか、納骨袋に収められた焼骨を、他の焼骨と一緒に埋蔵する地下の合葬室があります。 ○単身者や子どものいないご夫婦など、<u>承継者がいない方も使用できます。</u> ○埋蔵した焼骨は、市が永代で管理します。 ○多くの方々が共同で使用するため、低価格で使用できます。 ○お参りやお供えは、共同の参拝広場で行います。 ○<u>納骨室では、焼骨を使用許可日から20年間は納骨壇に埋蔵し、20年経過後は、焼骨を合葬室（地下）に移します。</u> ○合葬室は、納骨室から移された焼骨のほか、焼骨を使用許可日から直接埋蔵することもできます。 ○合葬室は、自己が使用するために、生前での申込みができます。 ○合葬室は、他の墓地等に埋蔵・収蔵されている焼骨も埋蔵することができます。

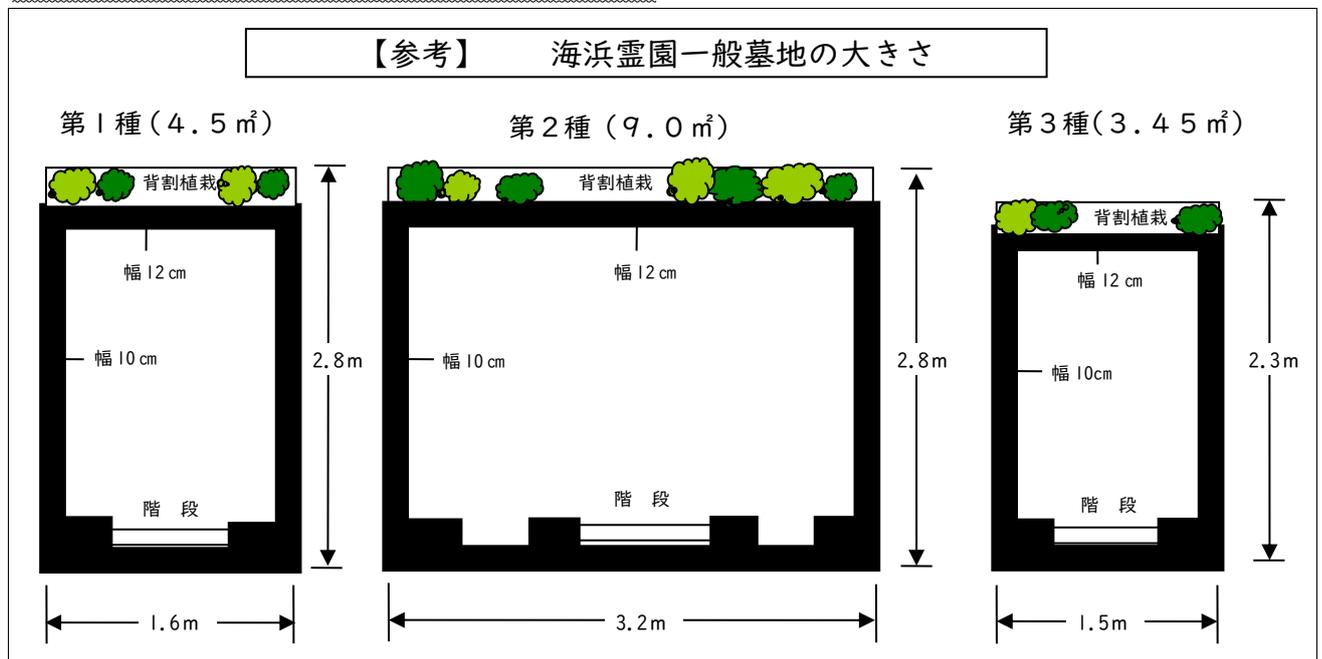
3. 募集数、墓地使用料等

●一般墓地

種別	面積	形式	墓碑の高さ	募集区画数	永代使用料	管理料(年額)
1種	4.5 m ²	和式	130cm～140 cm以内	50区画	682,000 円	7,100 円
		洋式	75cm～85 cm以内	15区画		
2種	9.0 m ²	和式	155cm～165 cm以内	1区画	1,364,000 円	14,200 円
		洋式	75cm～85 cm以内	3区画		
3種	3.45 m ²	和式※	130cm～140cm 以内	2区画	523,000 円	5,440 円

※第3種はカロート（地下葬孔。墓碑の下に設置する納骨室）が設置済みです。

- ・管理料は、霊園の共用部分の清掃、植栽、草刈り等の維持管理や、霊園施設の改修などの整備に充てております。区画内の樹木や草花が区画外に伸びないように管理、清掃は使用者自身で行ってください。
- ・使用許可年度の管理料は、使用許可日から令和8年3月までの月割の金額となります。
- ・すべての区画に外柵石は設置済みです。面積には外柵石、背割植栽部分が含まれています。
- ・使用場所は原則として抽選により決定します。



●合葬式墓地

種別		募集数	墓地使用料
納骨室	1体用納骨壇	12壇 (12体)	104,000 円
	2体用納骨壇	20壇 (40体)	208,000 円
合葬室	焼骨保持	50件	1体 24,000 円
	生前予約	100件	

4. 申込資格

■一般墓地

- (1) 申込者は、一般墓地の使用申請の日前、引き続き1年以上、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 申込者は、これまでどこにも埋蔵したことのない焼骨（改葬、分骨でない）を所持しており、火葬許可証を提示できること。
- (3) 申込者は現在、海浜霊園合葬式墓地の使用許可を受けていないこと。
- (4) 申込者と焼骨の関係は、配偶者（いわゆる「事実婚」を含む）、3親等以内の血族、1親等の姻族であること。

■合葬式墓地

●納骨室（1体用納骨壇・2体用納骨壇）



【焼骨をお持ちの方】

- (1) 申込者は、納骨室の使用申請の日前、引き続き1年以上、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 申込者は現在、海浜霊園一般墓地及び合葬室の使用許可を受けていないこと。
- (3) 申込者は、これまでどこにも埋蔵したことのない焼骨（改葬、分骨でない）を所持しており、火葬許可証が提示できること。
- (4) 申込者と焼骨の関係は、配偶者（いわゆる「事実婚」を含む）、3親等以内の血族、1親等の姻族であること。

納骨室は、生前予約の申込みはできません。

ご夫婦が生前で申込み場合は、次ページの合葬室を申込みください。

●合葬室（合葬式墓地地下）



【焼骨をお持ちの方】

- (1) 申込者は、合葬室の使用申請の日前、引き続き1年以上、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 申込者は現在、海浜霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- (3) 申込者は、焼骨（分骨でない）を所持していること。
※焼骨は、これまでどこにも埋蔵したことがない焼骨のほか、他の墓地等に埋蔵・収蔵している焼骨でも申込みできます。
※埋蔵体数は、(4)に該当する焼骨であれば、制限はありません。
- (4) 申込者と焼骨の関係は、配偶者（いわゆる「事実婚」を含む）、3親等以内の血族、1親等の姻族であること。

【生前予約】

- (1) 申込者は、合葬室の使用申請の日前、引き続き1年以上、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 申込者は現在、海浜霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- (3) 申込者自身が使用すること。
- (4) 申込者の年齢が65歳以上であること。

5. 申込みの注意事項

■一般墓地、合葬式墓地（納骨室・合葬室）共通

- (1) 使用許可は、申請者個人に対するものであり、団体や法人等への許可はいたしません。また、兄弟や友人等、名義の共有はできません。
- (2) 毎年、当選後に親族の了解を得られずに辞退される方がいらっしゃいます。親族で十分に話し合いをしてから、申込みをしていただきますようお願いいたします。
- (3) 申込みは、1つの焼骨につき、一般墓地、納骨室、合葬室のうち1か所のみです。
- (4) 使用場所については、原則として、抽選により決定いたします。
- (5) 申込みは、**9月19日（金）の消印有効**です。締切日以降の申込み及び申込種別の変更は、お受けできません。

■一般墓地を申込みされる方へ

- (1) 全て返還された墓地のため外柵石等に変色、傷等がある場合がございます。
- (2) 本市では、霊園内の統一感のある景観を保持するため、墓碑の建立などに際し、設備基準を定めています。設備基準に適合しない工事は許可できません。
- (3) 申込者は当選された場合、資格審査の後、そのまま使用者となります。使用者の変更は、使用者の死亡時、又は離婚による配偶者への変更時に限定され、それ以外の理由では変更できません。申込みの際は、どなたを使用者とするか、親族で十分に話し合いをしてください。
- (4) 墳墓を建立するため市有地の使用を許可するものであり、区画を転売または譲渡することはできません。
- (5) 墓地が不要となった場合は、原状に復し、市に返還してください。
- (6) 石材店等とのトラブルについては、市は一切関与いたしません。
- (7) 使用許可日から1年以内に墓碑等を建立し、焼骨を埋蔵してください。
- (8) 申込みは、火葬（埋葬）許可証1通につき、1人1区画です。1つの焼骨について複数の申込みはできません。

■合葬式墓地（納骨室・合葬室）を申込みされる方へ

- (1) 合葬室は、焼骨を骨壺から一体ごとに納骨袋に移し替えて、他の焼骨と区別なく埋蔵いたします。そのため、埋蔵した焼骨はお返しすることができません。骨壺は市で処分させていただきます。
- (2) 生前予約は、合葬室の申込のみとなります。納骨室（納骨壇）は申込みできません。
- (3) 生前予約申し込みの方は、ご自分が死亡した際に、合葬室に焼骨が埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。
- (4) これまでどこにも埋蔵したことのない焼骨（改葬、分骨でない）を所持している方は、納骨室又は合葬室のどちらかを選ぶことができます。
- (5) 埋蔵された焼骨をお返しすることは原則できません。

- (6) 申込みは、火葬（埋葬）許可証1通につき、1人1室です。1つの焼骨について、納骨室、合葬室の複数の申込みはできません。
- (7) 納骨室 2体用納骨壇の使用形態は、以下のいずれかとなります。
- ① 申込者と、一緒に埋蔵される焼骨1体で使用。
 - ② 親族2体分の焼骨を埋蔵するため使用。
- (8) ご夫婦で合葬室の生前予約を申込み場合は、妻の分、夫の分とそれぞれ申込書を提出してください。
- (9) 使用料を納入した後に使用許可の取り消しをされても、使用料の還付はいたしません。

●合葬式墓地の申込み方法Q & A

Q 1 自分（70歳）と配偶者（65歳）が亡くなったときに埋蔵する墓地として、今のうちから合葬式墓地を申込みおきたい。

A 1 合葬室 生前予約の申込みができます。

申込者の分として、「合葬室 生前予約」を申込み、配偶者の分として、配偶者自身が「合葬室 生前予約」をそれぞれお申込みください。

合計2通の使用申込書を提出いただくことになります。

Q 2 自宅に配偶者の焼骨がある。合葬式墓地に埋蔵したいが、納骨室でも合葬室でもどちらでもいい。両方申込みで、当選した方に埋蔵したい。

A 2 配偶者の焼骨分として、「納骨室 1体用納骨壇」か、「合葬室 焼骨保持」を1体分のどちらかをお申込みください。両方申込みことはできません。

Q 3 自宅に配偶者の焼骨がある。配偶者の焼骨を合葬式墓地に埋蔵して、自分（70歳）が亡くなったときは、自分も一緒に入りたい。

A 3 ①から③のうち、1つを選びお申込みください。

① 配偶者の焼骨と申込者の分として、「納骨室 2体用納骨壇」をお申込みください。

② 配偶者の焼骨分として「納骨室 1体用納骨壇」を申込み、申込者の分として「合葬室 生前予約」をお申込みください。

③ 配偶者の焼骨分として「合葬室 焼骨保持」を申込み、申込者の分として「合葬室 生前予約」をお申込みください。

Q 4 自宅に父と母の焼骨がある。父と母の焼骨を埋蔵するために、合葬式墓地を申込みたい。

A 4 ①か②のうち、1つを選びお申込みください。

① 父と母の焼骨分として、「納骨室 2体用納骨壇」をお申込みください。

② 父と母の焼骨分として、「合葬室 焼骨保持」を2体分お申込みください。

Q 5 自宅に父と母の焼骨がある。父と母の焼骨を合葬式墓地に埋蔵して、自分（70歳）が亡くなったときは、自分も一緒に埋蔵されたい。

A 5 ①か②のうち、1つを選びお申込みください。

① 父と母の焼骨分として「納骨室 2体用納骨壇」を申込み、申込者の分として「合葬室 生前予約」をお申込みください。

② 父と母の焼骨分として「合葬室 焼骨保持」を2体分申込み、申込者の分として「合葬室 生前予約」をお申込みください。

Q 6 実家の近くにある墓地に父と母の焼骨が埋蔵されている。それらを合葬式墓地に改葬したい。

A 6 父と母の焼骨分として、「合葬室 焼骨保持」を2体分お申込みください。

Q 7 実家の近くにある墓地に父と母の焼骨が埋蔵されている。それらを合葬式墓地に改葬して自分（70歳）と配偶者（65歳）が亡くなったときは、自分と配偶者も一緒に入りたい。

A 7 父と母の焼骨分として「合葬室 焼骨保持」を2体分申込み、申込者と配偶者の分としてそれぞれが「合葬室 生前予約」をお申込みください。

Q 8 実家の近くにある墓地に、祖父と祖母の焼骨が2体、その他身元はわからないが祖先の焼骨が3体埋蔵されている。それらを合葬式墓地に改葬したい。

A 8 祖父と祖母の焼骨分として「合葬室 焼骨保持」を2体分お申込みください。身元がわからない祖先の焼骨は合葬式墓地には埋蔵できません。

Q 9 自分は習志野市に住んでいないが、習志野市に住んでいた父と母の焼骨を、海浜霊園に埋蔵したい。

A 9 申込者が習志野市に住んでいない場合は、申込むことはできません。

《参考》一般墓地 第3種に設置済のカロート（地下葬孔。墓碑の下に設置する納骨室）



6. 抽選会の開催

申込者が公募した数を超えた種別は、抽選によって使用予定者を決定します。

抽選会は公開で行います。抽選会への参加は任意であり、当選・落選には一切関係ありません。

なお、申込者が公募した数を超えなかった種別は、申込者すべてを使用予定者として決定します。

(1) 日 時：令和7年10月10日（金） 10時から11時30分

(2) 場 所：習志野市役所庁舎 3階ABC会議室

《抽選会開催にあたり》

当日参加できるのは、受付票をお持ちの申込者本人、又は家族の方1名のみとし、
同伴者の入室はできませんのでご注意ください。

(3) 抽選方法

- ・職員が抽選会参加者の前で抽選機を回し、当選者及び補欠者を決定します。
- ・申込者の氏名等は一切公表しません。
- ・抽選は、合葬式墓地、一般墓地の順番で行います。
- ・一般墓地の使用墓所の選定は、それぞれの墓所番号の若い順から抽選機を回し、決定します。
- ・抽選により決定された墓所の変更はできません。
- ・当選者が後日辞退する場合を想定して、補欠者として申込区分毎に3名を抽選します。

(4) 抽選結果の通知

抽選会での結果は、当選・落選にかかわらず、申込者全員に「海浜霊園抽選結果通知」を発送いたします。

また、習志野市ホームページにも当選番号を掲載いたします。

なお、電話による抽選結果のお問い合わせにはお答えいたしませんのでご了承ください。

令和6年度 海浜霊園申込状況（参考）

一般墓地

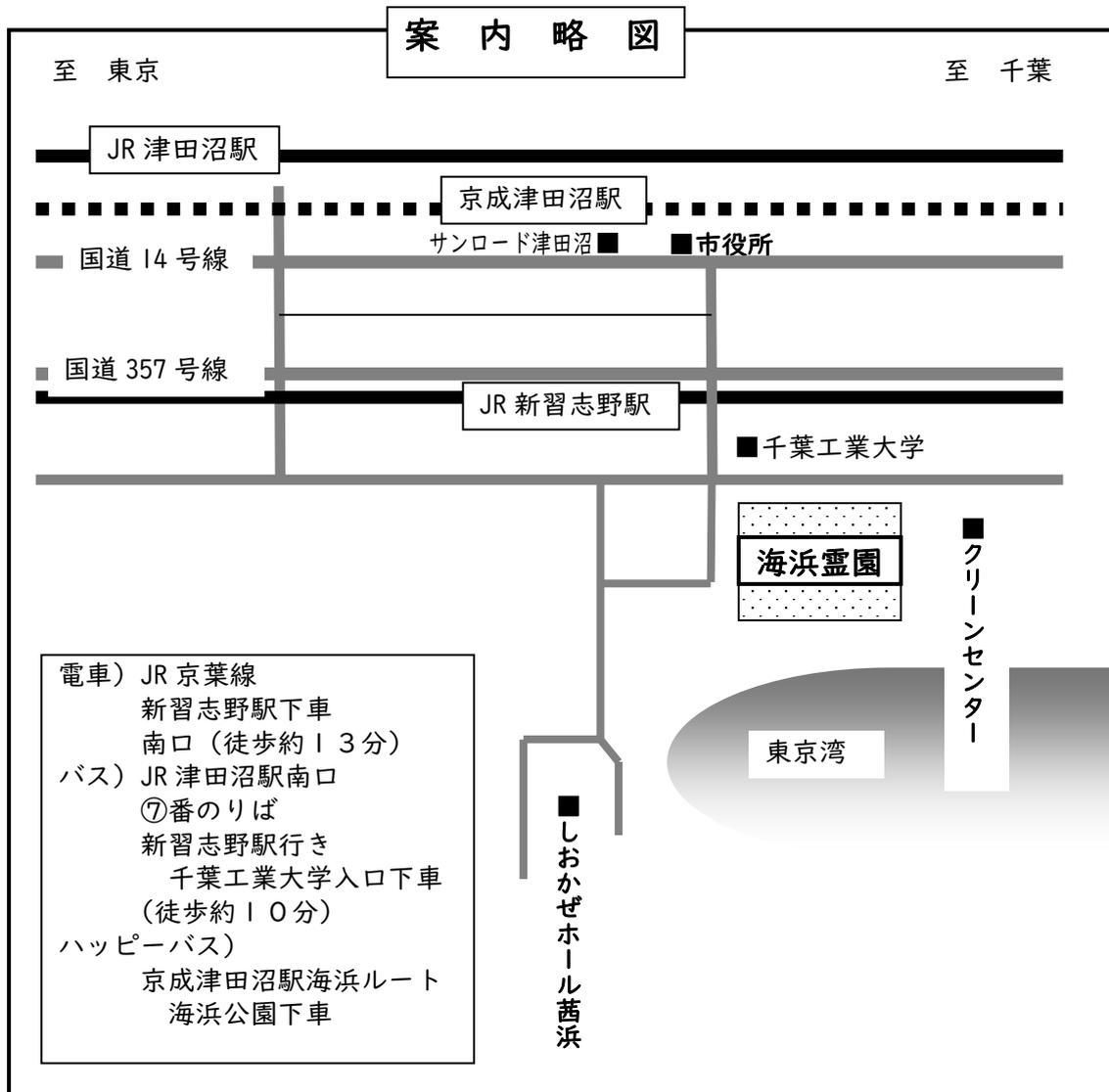
種別	募集区画数	申込者数	抽選倍率
第1種 和式	40区画	35名	0.88倍
第1種 洋式	5区画	11名	2.20倍
第2種 和式	4区画	0名	0.00倍
第2種 洋式	1区画	2名	2.00倍
第3種 和式	2区画	4名	2.00倍
合計	52区画	52名	1.00倍

合葬式墓地 納骨室

募集区分	募集数	申込者数	抽選倍率
納骨室 1体用納骨壇	12壇 (12体)	25名	2.08倍
納骨室 2体用納骨壇	20壇 (40体)	65名	3.25倍
合計	32壇 (52体)	90名	2.81倍

合葬式墓地 合葬室

募集区分	募集数	申込者数	抽選倍率
合葬室 焼骨保持	50件	84件	1.68倍
合葬室 生前予約	100件	361件	3.61倍
合計	150件	445件	2.97倍



(申込書類の提出・問合せ先)

習志野市 健康福祉部 健康福祉政策課

〒275-8601

住所：習志野市鷺沼 2-1-1

電話：047-453-7375 (直通)